

部長・部長相当職 各位

企画部長 武藤路弘

平成30年度予算編成方針

1 国の動向

日本経済は、緩やかな回復基調が続いているなか、賃金の伸びについて緩やかなものにとどまり、潜在成長率も依然として1%を下回るなど成長力に力強さを欠いた状況が続いている。先行きについては、成長戦略を一層推進・強化するとともに、雇用・所得環境の継続的な改善等を通じて、民需主導の経済成長が持続できる環境になることが期待される。しかし、少子高齢・人口減少社会への対応や地方の創生、財政の早期健全化、防災・減災対策の強化、社会資本の老朽化への対応等、国は多くの課題を抱えており、これらに適切に対応していかなければならない状況である。

内閣府が発表した7月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

政府は、平成29年6月9日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017」、GDP600兆円経済の実現に向けた「未来投資戦略2017」、さらに「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、成長と分配の好循環を創り上げていくため、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、アベノミクスが生み出した経済の好循環を一時的なものに終わらせることなく、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進めることとした。

これを踏まえ、平成29年7月20日に閣議了解された「平成30年度予算の概算要求基準」では、①年金・医療等の社会保障費は高齢化等に伴う増加額6,300億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「経済・財政再生計画」との整合性に留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、可能な限り歳出の抑制を図る、④公共事業など裁量的経費は既定の歳出を見直し前年度当初予算の10%減の範囲内（要望基礎額）で要求できることとした。また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」で示された「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早期に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせて、予算編成過程で検討することとした。

平成30年度においては、これら国の経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

2 東京都の動向

都が平成29年7月21日に発表した平成28年度一般会計決算(見込み)では、実質収支は1,288億円の黒字となっている。これは、都税の増収に加え、施策を総点検し、自律改革の取組を行うなど、歳出の見直しを図ったことによるものである。都税収入は、緩やかな景気回復基調が続いたことに加え、堅調な企業業績を反映して、前年度比524億円増の5兆2,360億円となり、5年連続の増収となった。法人二税(法人住民税・法人事業税)は、企業収益が堅調に推移したことから、前年度比1,291億円の増となったが、繰入地方消費税は、平成27年度が納期日の関係により通常より増額となっていたが、平成28年度は平準化されたため減になったことなどから前年度比678億円の減、個人住民税は、株式等譲渡所得割が減になったことなどから前年度比32億円の減となった。

都は平成30年度予算を「将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向け、東京が持続的成長を続けていくため、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算」と位置づけ、第一に、東京が直面する諸課題の解決と成長創出に向けて果敢に取り組みとともに、3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること、第二に、中長期にわたって施策展開を支える強固な財政基盤を堅持するため、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、ワイズスペンディング(賢い支出)で都民ファーストの視点に立った取組を推進すること、第三に、東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に進めることを基本として編成することとした。また、原則としてゼロシーリングを継続としたが、「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針2017」の実現に向けた取組をはじめ、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」の事業案のうち、新規・拡充を行うものについてはシーリングの枠外とした。また、事業評価においては、施設の整備・改修や重要資産の購入等について、統計データや技術的指標などの「客観的指標に基づく評価」を新たに実施することとした。

なお、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助金の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ることとしていることから、市の予算への影響に留意が必要である。

3 本市の動向

(1) 平成28年度決算の状況

本市の平成28年度一般会計の決算見込みでは、実質収支が約5億6,500万円の黒字となった。歳入では、市税が1.7%の増収で、過去最大規模の約150億500万円となった。一方、利子割交付金が72.2%の減、株式等譲渡所得割交付金が55.7%の減、地方消費税交付金が9.7%の減、地方交付税が19.3%の減となったため、一般財源が1.4%の減となった。特定財源では、臨時福祉給付金等国庫補助金や生活保護費負担金などの増により国庫支出金及び都支出金などが増となったため、5.4%の増となった。

歳出では、年金生活者等支援臨時福祉給付金などの増により扶助費が5.6%の増、長期債元金の増により公債費が7.4%の増となったことから、義務的経費全体では4.2%の増となった。また、投資的経費は、中央公民館ホール大規模改修工事や稲城市消防出張所新築工事などの増により3.5%の増、維持補修費は、橋梁点検業務委託の増などにより49.1%の増となった。

なお、普通会計における経常収支比率は、扶助費や人件費等の増により、前年度より4.5ポイント増加し91.6%となった。今後、さらに財政の硬直化が進まないよう経常経費の増に留意が

必要である。

(2) 平成30年度歳入見込み

国の税収は、平成28年度決算が55兆4,686億円となり、補正後の予算を3,913億円下回っており、平成27年度決算と同様に予算に届かなかった。都税については、前述のごとく5年連続の増収となった。

平成29年度の市税は、新築家屋の増等による固定資産税の増要因はあるものの、平成26年度税制改正による法人市民税の引き下げ等の影響による法人市民税の減少などにより市税全体での伸びは期待できない。

平成30年度は、個人市民税では、納税義務者数の増に伴う増加が見込まれ、また、固定資産税では、評価替えによる土地評価額の上昇等により増加が見込まれる一方、家屋の経年減価による減もあることから微増が見込まれる。市税全体では、増加となる見込みである。また、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性など我が国の景気を下押しするリスクがあり、税連動交付金が安定性を欠くなど市財政を巡る環境の先行きは依然として厳しい状況にあることから、可能な限りの情報収集を尽くし、特定財源の確保に努めるとともに、受益者負担の適正化、公平化の観点から、負担金や使用料等の更なる見直しも行う必要がある。

(3) 平成30年度歳出見込み

平成30年度は、第四次長期総合計画の後期5か年の3年目に当たることから、計画の目標達成に向け着実に推進していく必要がある。特に投資的事業においては、市施行（4地区）及び組合施行（2地区）の土地区画整理事業や公共下水道事業等の都市基盤整備をはじめ、第三中学校校舎大規模改修等工事、多3・4・36号線トンネル整備工事及び第一調理場建替移転工事などが予定されているなか、公共工事における労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇に伴う歳出増が見込まれる。

また、子育て支援施策の充実など社会保障経費の取組みや東日本大震災などの被災地支援と大規模災害に備えた防災・減災対策の強化、地方創生に向けた施策への対応など、多くの課題解決に向け取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、歳出は、これまで以上に特定財源の確保に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模等を見直し、財源に見合った規模に抑制していく必要がある。

(4) 平成30年度予算編成への取組み

本市は、厳しい財政状況であっても、第四次長期総合計画に基づき、市民生活に直結する多くの事業を継続的に展開していかなければならない。これまでも財源確保が厳しい状況が続いている中で、職員配置の適正化や組織改正等の行政改革に積極的に取組み、着実に計画事業を推進し成果をあげてきた。

また、平成30年度の予算編成に向け、庁内組織として「財政課題検討委員会」を立ち上げ、平成30年度以降の第四次長期総合計画の進捗状況及び財政フレームについて検証し、平成33年度以降を見据えた中で効果的に移行できるよう検証を行ってきた。

こうしたことを踏まえ、平成30年度の予算編成に当たっては、働き方改革を推進しつつ、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務事業の見直しを一層徹底し、効率的、効果的な行財政運営に努めていくために、以下のことを基本とする。

第一に、将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第四次長期総合計画の主要な事務事業等に取り組むこととする。

第二に、稲城市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた目標を達成できるよう、特定財源

の確保を図り、各施策・事業を着実に推進することとする。

第三に、東日本大震災などの被災地支援を継続するとともに、市民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取り組むこととする。

第四に、受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取り組むとともに、全ての事務事業について、費用対効果や必要性、有効性を厳しく検証し、更なる創意工夫により経費の縮減を図るとともに、選択と集中の視点に立ち、施策の優先順位付けを念頭に予算を見積ることとする。

特に、

- ①事業内容や執行方法の改善を図るため、給与関係費・公債費を除き、スクラップアンドビルド及びゼロベース視点に立ち、徹底した見直しを行うこと。また、見直しの際は、公会計制度を活用した事務事業評価結果などを参考にすること。
- ②投資的事業については、長期総合計画の中間点検に掲げられているものを優先するとともに、新たな財源確保に取り組み、効率的、効果的に事業進捗を図ること。
- ③新規事業・レベルアップ事業を含む政策的経費については、以下を厳守したうえで要求すること。
 - ・事業の必要性や費用対効果、他市の実施レベルなどの検証を徹底して行い、必要な財源は原則として既存事業の見直しと併せて実施し、可能な限り終期を設定すること。
 - ・過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等の積算根拠については、十分精査を行うこと。
 - ・長期総合計画中間点検後の後期5か年の財政フレームを超えない範囲で要求すること。また、長期総合計画の目標年度である平成32年度までの負担を明らかにすること。

予算編成に当たり、これらの事項を前提としたうえで、下記事項にも留意し、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積ること（ゼロシーリング）とされたい。

より一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、議会及び市民団体からの要望事項、監査委員からの指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いする。

この旨、命をもって通知する。

記

(歳入)

① 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向、地区の開発動向を的確に掴み、公平負担の原則から課税客体の的確な把握の向上を図り、積極的な財源確保に努めること。市税徴収率については、徴税努力により、前年度以上の水準を目指すこと。

② 分担金及び負担金

事業内容に応じた適正な受益者負担の観点から、積極的に見直しを行い、予算に反映すること。

③ 使用料及び手数料

「手数料の考え方と算定基準」及び「使用料の考え方と算定基準」を参考に引き続き見直しを実施し、予算に反映すること。

④ 国・都支出金

国・都の予算編成の動向に十分留意し、対象経費を精査した上で、積極的な確保に努めること。

特に、負担金及び補助金の廃止・縮小があった場合は、他の財源の確保あるいは事業の見直しや廃止を行い、安易に一般財源への肩代わりは行わないこと。

⑤ 財産収入

未利用財産については、特に廃滅水路・道路の売却を促進し、前年度実績以上を目指すこと。

⑥ 基金繰入金

財政調整基金及び公共施設整備基金からの繰入れは、可能な限り縮減すること。

⑦ 地方債

世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、後年度の負担に配慮し、適切な活用を図ること。臨時財政対策債の起債額については、配分枠内で可能な限り縮減すること。

⑧ その他

広告収入やネーミングライツなど新たな財源確保について、積極的に検討し財源の創出に努めること。

(歳出)

① 人件費

人件費については、給与の適正化に努めるとともに、効率的な執行体制に向けて、弾力的な組織運営及び再任用制度の活用など、総人件費の抑制に努めること。

② 扶助費

扶助費については、今後も増加が見込まれるため法令等に係るもの以外は、他市の状況等を検証し所要額を見積もること。

③ 物件費・維持補修費

事業委託については、必要性や費用対効果などの観点から、業務内容を十分精査し、仕様を明確にするとともに、創意工夫により経費の縮減に努めること。

宿泊を伴う旅費については、必要最小限のものとすること。また、原則として宿泊を伴う随

行職員の旅費計上は1人、委員の視察研修は就任時及び隔年実施とすること。

維持補修費については、「稲城市公共施設等総合管理計画」に基づき、緊急性、安全性、事業効果を十分に検討し、市内全ての施設等の維持補修や更新の必要度を考慮し、優先順位付けを行ったうえで予算に反映させること。

④ 補助費等

補助金については、「補助金等の取り扱い基準」を参考に引続き見直しを実施し、適切な対応を図ること。また、各種団体に対する補助金については、団体の自立的、自主的運営の促進を求めるとともに、各主管課においては、その内容、経費を精査し所要額を見積もること。

各種団体への負担金等については、目的、効果及び必要性を再検証すること。

⑤ 投資的事業

投資的事業については、長期総合計画中間点検後の財政フレームを堅持すること。事業費の積算に当たっては、過去の決算等の分析・検証を行うこと。また、規模・単価等の積算根拠についても十分精査を行うこと。

施設整備については、事業効果・優先度・必要性・整備水準・将来の維持管理費用等を検証し所要額を見積もること。また、設計段階から建設費の縮減に努めるとともに、管理がしやすい施設を目指すと同時に民間活力等を積極的に導入することにより、コスト縮減に努めること。

⑥ 特別会計

特別会計についても、一般会計と同一基調に立ち、当該特別会計を設置した本来の原則に基づき、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入れを可能な限り圧縮するよう、最大限努めること。

⑦ 出資団体

市の出資団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業内容について不断の見直しを行うとともに、多様な視点から経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化・自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容・規模・方法等、厳しく検証を行った上で、所要額を見積もること。

⑧ その他

経費の積算に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・消費税率は、8%で積算すること。
- ・平成31年10月以降は、引き上げ後の消費税率が適用される予定であるので、新たに債務負担行為を設定する場合には、平成31年10月以降の消費税率は10%とすること。
- ・環境問題・危機管理にも配慮し、過去の実績値等を踏まえ、更なる見直しを行い最少の経費で積算すること。
- ・単価及び数量等は的確に把握し積算すること。
- ・公共施設の維持管理・運営等は、指定管理者制度や市民参加、協働等により事業化・具体化するよう努めるとともに、市民サービスの向上や経費の縮減などの効果を予算に反映させること。